

募集しています。

指導員

ふるさと  
水と土



### ふるさと水と土指導員（ふる水指導員）とは？

農業農村の多面的機能の良好な発揮とそれに伴う地域住民活動の活性化を図るための地域のリーダーです。

徳島県では、地域の活性化に対し、理解と熱意を持って取り組んでおり、地域の住民からの人望が熱い方を「ふる水指導員」として市町村から推薦いただいております。指導員となった方に対し、活動経費の助成等を行っています。



### 農業農村の多面的機能とは？

農村で農業が継続して行われることによって、人々の生活にもたらされる様々な『めぐみ』のことを指し、右のような効果があります。

このめぐみは、都市住民を含めた国民全体に及んでおり、その普及・推進に関し、多くのふる水指導員が携わっています。



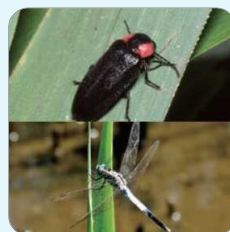
①洪水が起きないようにする



②土砂崩れや土の流出を防ぐ



③川の流れを安定させ、きれいな地下水をつくる



④生きものを育てる



⑤美しい風景をつくる



⑥伝統文化を守る

### 県内のふる水指導員の活動状況は？

令和5年3月末時点で14市町村において39名のふる水指導員が活躍中です。

#### 徳島県内におけるふる水指導員の取組事例



耕作放棄地への植栽（しだれ桜）



梅農園における交流活動



農地の景観保全



田植えイベントの実施

## ふる水指導員になるにはどういう手続が必要？

### ① 市町村役場へ相談する

ふる水指導員は市町村から県に「推薦」の形で審査・認定する制度です。まずは市町村役場へ行き、これまでの地域活動での実績、今後の計画や目標、ふる水指導員に対する意気込みなどを担当課と御相談ください。（市町村役場担当課がどこかは県の担当へお問合せください。）



### ② 市町村、県による審査

市町村において、相談者がふる水指導員の資格を有するか否かを検討の後、有すると判断されれば、市町村→県に推薦書が提出されます。（その際、推薦書記載に必要な事項について、情報を御提供ください。）県では、提出された推薦書の内容を審査し、指導員としての適否を決定、通知します。



### ③ 研修への参加

適否決定の通知後、ふる水指導員になるために必要な研修について、県から案内します。研修は「全国水土里ネット」が開催する全国研修（東京都）と県が開催する研修（徳島県内）の2種類があります（旅費交通費は県が負担します）。



### ④ 活動の実践

研修終了後、県からふる水指導員として正式に任命します。研修で得られた知見やこれまでの経験を活かしながら、地域の活性化等に資する活動を実施・継続してください。ふる水指導員同士や県、市町村とのネットワークも活用し、県内の農山漁村を一緒に盛り上げていきましょう！



## ふる水指導員に対する助成制度と対象経費が知りたい！

県では、ふる水指導員の活動経費について、年間10万円（最大25万円）の助成を行っています。制度の詳細、申請の方法及び補助対象の可否については県の担当へお問合せください。

### 支援制度の補助対象経費

- ① 指導員の資質向上のための図書購入費及び研修会等の参加に要する旅費、資材費、会議負担金  
（図書購入費は補助金交付額（事業費全体）の2分の1以内）
- ② 地域実態調査等に要する旅費・交通費、資材費、通信費、機材借上料
- ③ 事業の普及啓蒙のため自ら開催する会議等に要する会場・機材借上料又は謝礼、通信費、資料作成費、講師等謝礼、打合等の旅費
- ④ 市町村等が開催する会議等に事業推進のための講師等として出席する場合の資料作成費
- ⑤ 自らが実施又は企画・指導する地域保全等の活動に要する資材購入費、機材借上費、傷害等保険料、資料作成費、通信費  
（資材購入費の1品の額は補助金交付額（事業費全体）の2分の1以内）
- ⑥ その他、活動記録作成費（印刷費、文具代等）



### お問い合わせ先

徳島県 農山漁村振興課  
振興・創生担当  
TEL：088-621-2486

